

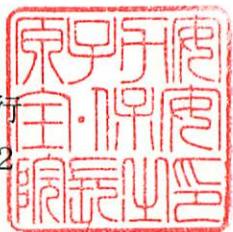
経済産業省

20120726原院第4号

鉱山保安法関係保安検査実施要領（内規）を別添のとおり定める。

平成24年7月30日

原子力安全・保安院長 深野 弘行
NISA-281e-12-2



附則

- この内規は、平成24年8月1日から施行する。

20120726原院第4号

鉱山保安法関係保安検査実施要領（内規）

1. 適用範囲

本要領は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第47条第1項の規定に基づく立入検査のうち、鉱山保安監督規程（内規）（平成17・03・22原院第3号。以下「監督規程」という。）第3条第1項第1号に規定する保安検査について適用する。なお、保安検査の実施については、この要領に定めるもののほか、監督規程の定めるところによる。

2. 保安検査年度計画等の作成

- (1) 産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長等」という。）は、管内鉱山の保安の状況を勘案して、年度当初に、次の事項等を含めた保安検査年度計画を作成する。
- ① 保安検査を実施する鉱山
 - ② 保安検査の実施時期
- (2) 担当課長は、検査の実施について、必要に応じ保安検査年度計画に基づき毎月の検査対象とする鉱山及び検査官等を決めた各月検査計画を作成する。
- (3) 産業保安監督部長等は、検査結果に基づき、自主保安の推進を支援すべき鉱山、又は危害・鉱害の発生のおそれがある高まっている鉱山等に係る次回検査の実施時期等について、必要に応じて保安検査年度計画の変更を検討し、適切な措置を行う。

3. 検査の準備

- (1) 検査体制
- ① 保安検査は、鉱山の規模等の実情に応じ、産業保安監督部長等が十分に検査の実施が可能であると判断する人数（原則2名以上）で実施するものとする。
 - ② 検査官のうち1名は、鉱務監督官、マネジメントシステム監査に係る講習等を受講した者、又は産業保安監督部長等が同等以上の力量があると判断する者とする。
- (2) 検査の準備
- ① 検査官は、必要に応じて保安統括者、保安管理者等の鉱山の代表者（以下「鉱山代表者」という。）から鉱山の操業状況を事前に確認し、検査日程を決定する。
 - ② 検査官は、次の事項を検査前に確認し、近年の災害状況等も考慮して、保安管理体制、保安を推進するための活動、保安教育、及び鉱業権者が講ずべき措置等の保安規程に規定する事項のうちから保安検査の対象とするもの（以下「検査対象事項」という。）を決定する。
 - (a) 鉱山概況
 - (b) 保安規程

(c) 懸案事項等

その際に参考とする資料及び図書等を以下に示す。

過去の検査報告書、施業案、保安図、特定施設工事計画届、保安統括者・保安管理者・作業監督者等の選任状況、検査台帳（検査結果表）、その他保安関係資料等

- ③ 検査官は、保安検査を計画的かつ効率的に実施するため、検査対象事項を中心としてリスクマネジメントの実施状況及びその有効性並びに法令適合性を確認するためのチェックリスト等を準備する。

(3) 検査実施の通知

検査官は、保安検査の実施を鉱山に対し、検査日及び検査内容等について、原則として事前に通知する。

4. 検査の実施

(1) 鉱山代表者からのヒアリング

- ① 検査官は、検査開始にあたり鉱山代表者に対し、検査の主旨及び検査の進め方、検査における注意事項等を説明するとともに、鉱山の操業状況（採掘状況等）をヒアリング等により把握する。
- ② 検査官は、鉱山代表者から保安に関する方針（リスクマネジメントシステムの構築等）についてヒアリングを行い、必要に応じて災害防止の取組状況を確認する。

(2) 検査対象事項

検査官は、チェックリスト等を利用し、3. (2) ②で決定した検査対象事項について、保安管理体制を構成する者からのヒアリング、記録等の文書の調査及び作業場の現地調査を実施する。特に次の事項を確認することにより、リスクマネジメントの実施状況及びその有効性を確認するとともに、法令の適合性の確認を行う。

① 現況調査結果の保安規程への反映状況等（監査）

検査官は、自主保安体制の確立状況について、次の事項を確認する。

- ・リスクマネジメントの実施体制の整備の状況
- ・鉱山の現況調査結果に基づくリスク対策の保安規程や作業手順書への反映、実行、評価及び見直しを行う仕組みの継続的な実施の状況（P D C A サイクルの運用状況）

確認方法としては、過去の検査結果に応じて、次の逐条型又はプロセス型の手法により実施する。

(a) 逐条型

現況調査の実施・評価及び保安規程への反映・遵守状況をその条文ごとに確認する。

(b) プロセス型

鉱業権者が実施する保安活動のうち「ある活動」に着目し、当該活動に係る「計画」「実施」「評価」及び「見直し」（P D C A）の一連のプロセスを追って確認することにより、この過程で守らなければならない

保安規程が遵守され、リスクを適切に把握し、優先順位を決めて措置がされる仕組みが継続して実施されていることを確認する。

② 保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等の遵守状況（法令適合性検査）

検査官は、鉱山保安法、鉱山保安法施行規則、鉱業上使用する工作物等の技術基準、及び保安規程が遵守されていることを確認する。

（3）検査中の措置

検査官は、検査中に、鉱山保安法令に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険があると認めたとき、又は、鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫な危険があると認めたときは、直ちに担当課長等に報告・協議する。

なお、検査官のうち鉱務監督官が法第48条第1項及び第2項の規定に基づく命令を行う場合は、監督規程第12条によることとする。

（4）検査のまとめ

① 検査官は、改善が必要と考えられる事項及びそれに対する指導の内容について、その根拠を説明した上で監督規程第2条第3項に基づく検査概要（以下「検査概要」という。）を作成し、その写しを鉱山代表者に手交する。

② 検査官は、検査概要の作成にあたっては、次の各事項について留意する。

(a) 単に改善策を求めるに主眼を置くのではなく、改善が行われず、それが放置されていた背景等リスクマネジメントシステム上の問題点についても鉱山代表者と十分話し合う。

(b) 改善措置については、リスクマネジメント手法による効果的な措置の決定及び当該作業・施設が有するリスクレベルを効果的に低減するよう指導する。なお、当該改善指導のうち、現況調査結果の保安規程への反映に係るもの等については、「保安規程の変更命令基準（内規）（平成16・11・19原院第3号）」の基準を参考とする。

(c) 「改善が必要と考えられる事項」については、具体的かつ詳細に記載するとともに、末尾に関係条項を記載する。

(d) 「鉱山等の見解」については、鉱山代表者の見解とともに改善の内容や、その期日等の見込みを自主的に記載するように指導する。

(e) 検査の結果、改善の必要が認められない場合は、「改善が必要と考えられる事項」の欄に「記載する事項なし」と記載する。（鉱山等の見解の欄は空欄とする。）

③ 検査官は、災害防止の取組状況について確認した結果、必要があると認めるときは指導を行う。

④ 検査官は、改善が必要と考えられる事項については、鉱山の実情（保安のレベル等）に応じた有用な措置の情報の提供に努める。

⑤ 検査官は、鉱山が実施しているリスク低減措置のうち、水平展開を行うことが有益と考えられる事項については、水平展開を行う範囲について鉱山代表者に説明し、了解を得るものとする。

5. 検査後の対応

検査官は、検査後の措置については、監督規程第10条による他、次のとおり行う。

(1) 検査結果の報告

- ① 検査官は、検査において判明した緊急を要する事項又は重要事項等については、帰庁後直ちに担当課長等に報告する。また、保安検査終了後、速やかに保安検査報告書を産業保安監督部長等に提出する。
- ② 検査官は、施業案によらない鉱業の実施（鉱業法第63条（同法第87条で準用する場合を含む。）及び第63条の2の違反）の疑い、又は盜侵掘（同法第7条の違反）の疑いを認めたときは、帰庁後直ちに経済産業局担当課に情報提供を行う。

(2) 改善の確認

- ① 検査官は、検査概要に記載した「改善が必要と考えられる事項」に対する鉱山の改善状況について、鉱山代表者からの報告又は電話連絡等により確認するとともに、問題がある場合は、当該事項の担当者とともにに対応する。改善措置の結果については、次回の検査において検査官が確認する。
- ② 検査官は、改善状況の全体的なチェックを行うため、鉱山ごとに検査概要で指摘した事項を整理した「検査台帳（検査結果表）」を作成し、管理する。

(3) 検査結果検討会の実施

産業保安監督部長等は、検査結果検討会を月1回又は必要と判断した時期に開催し、保安検査がより有効なものとなるよう改善していくとともに、情報の共有を通じて職員の力量の向上に努める。

検査結果検討会の検討事項は、検査概要の妥当性、鉱山保安法第47条に基づく報告徴収の必要性及び今後の検査の進め方等とする。

なお、検討の結果、鉱山に対する指導、指摘等、検査官の間で統一すべき事項については、関係職員に周知する。

(4) 保安検査レビューの実施

産業保安監督部長等は、年度末に、当該年度に実施した保安検査のレビューを行い、検査結果の総括（実施件数、指摘事項の概要等）をした上で、次年度の保安検査方針等について検討し、その結果を次年度の保安検査年度計画に反映させる。

6. その他

(1) この要領は、毎年度、保安検査の効果を勘案し見直しを行い、必要に応じて改正する。

(2) 産業保安監督部長等は、この要領を実施するに当たり必要な細則を定めることができるものとする。